

◎新潟県選挙管理委員会告示第4号

平成30年10月28日執行の新潟市長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

令和元年5月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

裁 決 書

審査申立人	東京都調布市入間町2-29-22 平原 行人
同	東京都国分寺市東元町4丁目3-10 笠原 一郎
同	東京都立川市柴崎町2-10-18 伊藤 国治
同	横浜市港北区新吉田東6-42-16 堀川 清美
同	大阪府堺市東区菩提町1-173-8 山根 亜希子
同	新潟県新発田市豊町2-16-14 犬井 豊
同	福島県郡山市久留米6-151-11 森園 和重

上記審査申立人（以下「申立人ら」という。）から平成31年3月15日に提起された平成30年10月28日執行の新潟市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査の申立ての要旨及び理由

1 審査の申立ての要旨

申立人らは、本件選挙について、平成30年11月13日に新潟市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会が平成31年2月6日付けでこの異議の申出を却下する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

申立人らは、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選を無効とする裁決を求めて、本件審査の申立てをしたものである。

2 審査の申立ての理由

その理由を要約すれば次のとおりである。

- (1) 市委員会は、異議の申出の方法について、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第206条第1項において「文書で（中略）選挙管理委員会に対して申し出ることができる」と規定されているため、ファクシミリによる提出はこれに当たらないと解釈しているが、ファクシミリは文書提出の一形式であり、文書で申し出ていることを認めるべきである。
- (2) 選挙管理委員会は、民間選挙メーカーに重要な選挙過程を丸投げして管理していないことが、憲法違反であることを重大な事実として認識すべきであるなど。

裁 決 の 理 由

当委員会は、申立人らから平成31年3月13日付けの審査申立書について、同年3月14日にファクシミリを受信し、同年3月15日に郵送により提出を受けた。

そこで、当委員会は、申立人らが原決定の交付を受けた日を確認するため、市委員会に対して調査を行うなど、慎重かつ厳正に審理した。

その結果は次のとおりである。

1 審査の申立ての期間について

(1) 公選法第206条第2項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する審査の申立ては、「前項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。」と規定されている。

(2) 平成31年3月25日付けで照会した市委員会に対する調査の結果、申立人らが原決定の交付を受けた日は、同年2月7日、2月8日及び2月19日のいずれかであった。

(3) 公選法第206条第2項について、異議申出人は必ず決定書の交付を受けるのであるから、異議申出人については当然この日を起算日とすべきであり、期間の計算は初日を算入しないことから、申立人らのうち、最も遅く交付を受けた申立人は、同年2月19日の翌日を初日として計算し、21日目に当たる同年3月12日までが審査の申立ての期間となる。

2 結論

以上のとおり、本件審査の申立てについては、審査の申立て期間経過後になされたものであることから、不適法なものとして却下を免れない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成31年4月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

教示

公職選挙法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。